

なんとも厳しい判例3題

3件の厳しい判決

1. 日亜事件、東京高裁の和解勧告

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
一審東京地裁における職務発明対価 200 億円の判決の控訴審において和解勧告があり、対価 6 億円、延滞損害金 2.3 億円で和解勧告が成立した事例	特許権持分移転手続等請求控訴事件、特許権持分移転手続等請求附帯控訴事件、東京高裁平16(知)962号・2177号、平17.1.11、知財部部和解	青色発光ダイオードの特許発明に関する職務発明の対価等に関する訴訟(原告中村修二、被告日亜)に於いて、一審東京地裁は 200 億円の判決があり、被告が控訴した。二審東京高裁は、404 特許を含む登録特許 191 件、登録実用新案 4 件、継続中の特許出願 112 件及びこれらに関連するノウハウ、営業秘密等を包括した対価として 6 億円、延滞損害金 2.3 億円とする和解勧告を示し、両当事者は同意した。	判例時報 No.1879 平 17.3.1

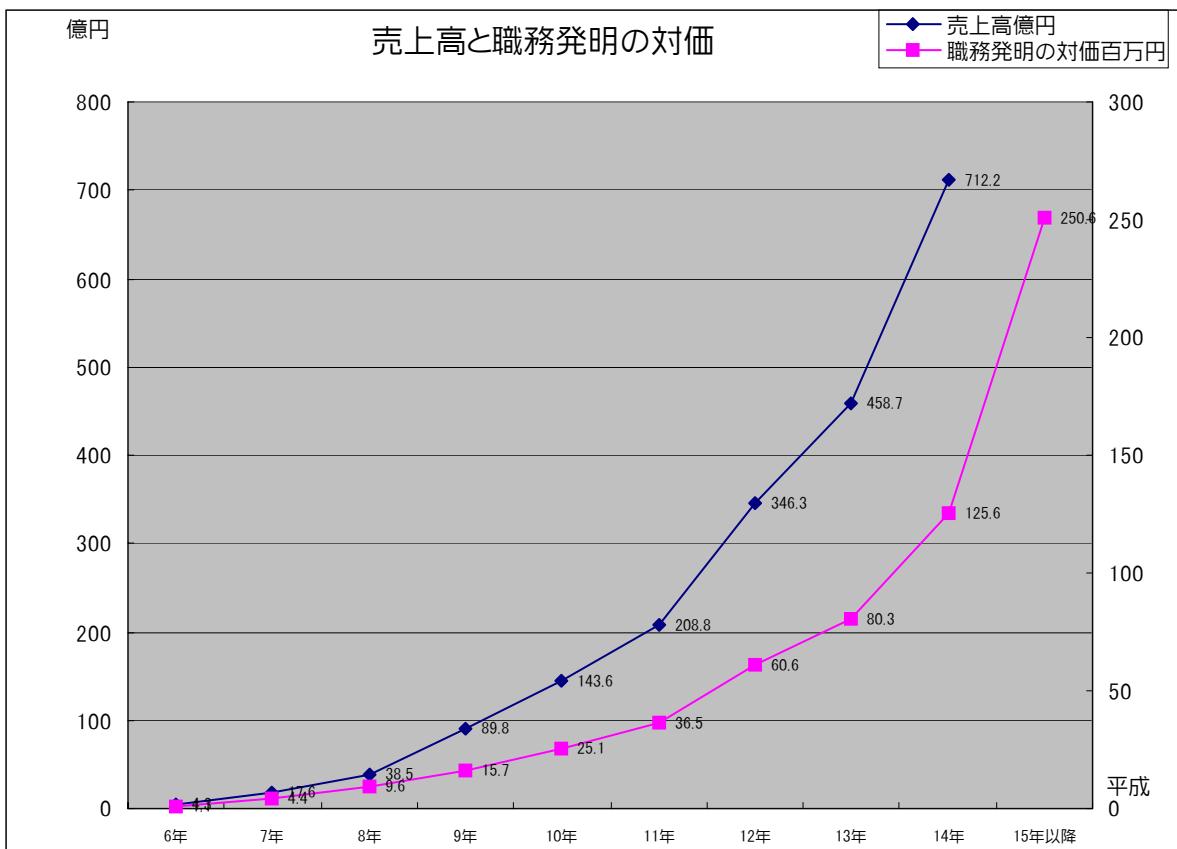
日亜事件における東京高裁の和解勧告の内容(判例時報 1802 号、平 15.1.21 参照)

- (1) 和解日：2005 年 1 月 11 日
- (2) 和解対象：404 特許を含む登録特許 191 件、登録実用新案 4 件、継続中の特許出願 112 件 及びこれらに関連するノウハウ、営業秘密等中村博士の総ての知的財産
- (3) 東京高裁は 404 特許に価値を非常に低く認定し、総合計で和解勧告した。
- (4) 職務発明の相当対価の算定式
 - ・ 平成 6 年～平成 14 年
相当対価 = 日亜の年間売上高 × 青色 LED の寄与度(0.5) × 排他的売上利益率(0.1)

$$\times \text{中村氏の寄与度}(0.05) = \text{日亜の年間売上高} \times 0.5 \times 0.1 \times 0.05$$
 - ・ 平成 15 年以降
相当対価 = 平成 6 年～平成 14 年までの平均対価 × 9 × 調整率(0.7)

$$\cdot \text{ 売上高と相当対価のグラフ(判決理由より)}$$

和解勧告の特徴：一審東京地裁の判決は 404 特許のみであったが、東京高裁の和解勧告は、中村博士の総ての知的財産権についての紛争終結の和解勧告であり、かつ発明者の寄与度を一審(東京地裁)の 50% から 5% に激減したことが最大の特徴である。



2. ミノルタ事件、公決後の補正を「変更」とした判決

出願公告制度(旧法)の基の出願公告決定後の補正が一見特許請求の範囲を「縮減」であるが、実質は「変更」であるとし、損害賠償等の請求が否認された事例	損害賠償等請求事件、東京地裁平13(7)12933号、平16.5.14民46部判決、棄却、(控訴)	原告はコニカミノルタ、被告は同業者のシグマ、交換レンズに関する特許権の事件である。旧法による出願公告後に異議申立を受け、明細書の変形例を特許請求の範囲に追加し、特許権が成立した。判決は、特許請求の範囲に新たな事項を追加することは形式的には「縮減」であるが、その補正が特許出願のときに周知技術でなく、「変更」であるとし、損害賠償等の請求を否認した。	判例時報No. 1884 平17.4.21
--	---	---	--------------------------

3. ロットレスシリンダー事件、プロパテント的判決

旧法審査主義時代の実用新案権について、特許庁の登録無効の審決と東京高裁の審決取消の判決が2往復した事件について、登録請求の範囲のおいて書き部分に均等を認めた事例	実用新案権侵害差止等請求事件、名古屋地裁平8(ワ)1964号、平15.2.10、民9部判決、1部容認、1部棄却(控訴)	原告豊和工業、被告SMC社は同業者、異議申立、2度の無効審決、訂正審判、2度の審決取消判決等厳しい事件である。訂正後の審決取消に対し、特許庁が再度登録無効の審決を行った異例の事件である。本件名古屋地裁判決は、登録請求の範囲について、①おいて書き部分に均等を認め、②追加訂正した構成要件を縮減と認め、③実用新案権侵害を容認し、④考案の寄与度90%、⑤実施料率10%、⑥損害賠償額1.7億円と判示した。	判例時報No.1880 平17.3.11
--	---	---	-------------------------

ロットレスシリンダー事件とその当事者

旧法登録の実用新案権第2035182号「圧流体シリンダー」に関する侵害差止等請求事件

本件の原告：登録実用新案権者である豊和工業

被告 : 同業大手のSMC社

事件の経過



原告・被告の勝ち○、負け×表

事件の内容	原告H工業	被告S社
異議申立	○	×
第一次無効審決	×	○
訂正審判	○	×
第一次審決取消訴訟	○	×
第二次無効審決	×	○
第二次審決取消訴訟	○	×
損害賠償等請求訴訟	○	×

登録請求の範囲の比較、赤字は重要用要件、斜字は訂正審判、参照番号は筆者の注記

	出願公告(実公平 4-52482 号)	訂正公告(審判平 8-17881 号)
A	バレル 1A の側壁 8 に軸方向にスリット 4 を有し、該スリット 4 よりバレル内 1A の遊動ピストン 2 に連結されたドライバー 3 の先端が突出し、スリット 4 は斜ベルバンド 5,6 にて密封されるようになっている所謂ロットレスシリンダーにおいて、	バレル 1A の上側壁 8 に軸方向にスリット 4 を有し、該スリット 4 よりバレル 1A 内の遊動ピストン 2 に連結されたドライバー 3 の先端が突出し、スリット 4 は 斜ベルバンド 5,6 にて密封されるようになっている 所謂ロットレスシリンダーにおいて、
B	バレル 1A のスリット 4 を挟んだ両側の側壁 9,9A の一方のみに、ピストン 2 の軸芯と平行な案内レール 10 をバレル 1A と一体に設け、	バレル 1A のスリット 4 を挟んだ両側の側壁 9,9A の一方 9 のみには、 その一方の側壁 9 から下方に延びる側壁の下方部にペース 11 を突設し、 そのペース 11 の上にピストン 2 の軸芯と平行な棒状の案内レール 10 を一体に突設し、
C	その案内レール 10 には、前記スリット 4 の幅方向の両側に前記軸芯と平行な案内面を夫々備え、	その案内レール 10 には、前記スリット 4 の幅方向の両側に前記軸芯と平行な案内面 12 を夫々備え、
D	これらの案内面 12 に案内される案内面を有する案内子 13 を前記ドライバー 3 に設けた	これらの案内面 12 に案内される案内面を有する案内子 13 を前記ドライバー 3 に設けた
E	ことを特徴とする圧流体シリンダー	ことを特徴とする圧流体シリンダー

登録請求の範囲中の用語に関する考察

(1)登録請求の範囲における「おいて書き」は考案の前提条件である。「おいて書き」の「スチールバンド」について、公知性・周知性の記載がないにも係らず、均等を判示した。

(2)案内レール 10、案内面 12、案内子 13、転動部材 17 等からなる構造物は「市販のスライデン グユニットと置換できる」とあるから、THK の LM ガイドの様な「リニアガイド」であると推定する。同ガイドは高度に専門性のある装置であり、登録請求の範囲の構成要件 B,C,D は「リニアガイド」に似ているが、置換可能性には疑念がある。

(3)公告公報においては、案内レール 10 は「バレル 1A と一緒に設け」であったが、訂正審判で「ベース 11 の上にピストン 2 の軸芯と平行な棒状の案内レール 10 を一緒に突設し」と訂正された。考案の詳細な説明には「棒状」の文言がなく、又「一緒に突設」されるのは案内レール 10 ではなく、ベース 11 である。使用文言に不整合がある。

(4)更に、訂正の審決では、旧実案法 39 条 2 項の「変更」についての言及がない。

教訓：「リニアガイド」は転動部材 17 の循環機構がないと機能しない。審査・審判官は「リニアガイド」の機能、構造、製造方法等を当然熟知しているので、訂正クレームの構成要件 B は第 2 図の作図法やその説明を吟味し、誤解の生じない文言で訂正を成立させるべきである。誤解のない登録請求の範囲は紛争を未然に防止する。

THK社のリニアガイド

